

令和 6年 4月 1日
市川市農業協同組合

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供と、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日

【 主な課題 】

- ① 渉外担当者に占める女性職員の割合が低い
- ② 全労働者の有給休暇取得率が低い

【 目標 ① 】

- ・渉外担当者の女性職員を6人から12人以上にする。

【 取組内容・実施時期 ① 】

- ・令和6年4月～ ロールモデルとなる女性渉外担当者の育成
- ・令和7年4月～ 多様な業務経験の蓄積を図り、意欲と能力のある女性職員を積極的に渉外担当者へ登用する
- ・令和8年4月～ 女性渉外担当者の登用を促進し定着を目指す

【 目標 ② 】

- ・全労働者(雇用管理区分ごと)の有給休暇平均取得率を50%以上にする。
- ※ 年次有給休暇日数は翌年繰越を含む(上限40日)にて計算

【 取組内容・実施時期 ② 】

- ・令和6年4月～ 部署別の取得状況を把握し、定期的な啓発を行う
- ・令和7年4月～ 業務分担の見直しを図り、体制整備の検討
- ・令和8年4月～ 継続的な取組みによる進捗状況の管理徹底